

広島県告示第五百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和六年六月十日までの間、縦覧に供する。

令和六年五月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道七曲井原線	福山市神辺町大字三谷字友定九二五七番地先から 福山市神辺町大字三谷字友定九三四番一地先まで 福山市神辺町大字三谷字末国八八五番地先から 福山市神辺町大字三谷字末国前八七一番一地先まで 福山市神辺町大字三谷字家ノ東八七六番二地先まで	令和六年五月二十七日